

受付印

次の事項について異動がありましたので届け出ます。

◎ 大阪市内において事務所等を新設した場合には「法人設立・事務所等開設申告書」を、事務所等を廃止した場合には「法人解散(合併)・事務所等廃止申告書」を提出してください。

◎ 法人区分の変更があった場合又は収益事業を開始若しくは廃止した場合には、記載要領8(2)(3)を御覧ください。